

# パート収入 アルバイト収入のみの方の税金について

(令和3年度以後)

私は、前年の1月から近所のスーパーでパートとして働いています。毎月のパート収入は、8万5千円ですが、市民税・県民税を納める必要はあるのでしょうか？  
また、夫は会社員で、収入が600万円ありますが、私は夫の配偶者控除や配偶者特別控除の対象になるのでしょうか？



パート収入は通常、給与収入となります。

前年の1月から12月までの1年間の給与収入金額を計算すると、

$85,000 \text{円 (月収)} \times 12 \text{ヶ月 (勤務月数)} = 1,020,000 \text{円}$  となります。

なお、配偶者控除及び配偶者特別控除は、あなたの配偶者の給与収入金額が1,195万円以下であり、あなたの給与収入金額が一定額以下である場合に対象となりますので、計算したあなたの給与収入金額を以下の表に当てはめます。

前年中の給与収入金額 (前年中の所得金額)	配偶者控除 扶養控除	配偶者特別 控除	自身に税金が課税されるかどうか	
			所得税	市民税・県民税 均等割   所得割
100万円以下 (45万円以下)	対象	対象外	課税されません	課税されません
100万円超 103万円以下 (45万円超 48万円以下)	対象	対象外	課税されません	課税されます
103万円超 201万6千円未満 (48万円超 133万円以下)	対象外	対象	課税されます	課税されます
201万6千円以上 (133万円超)	対象外	対象外	課税されます	課税されます

※ 配偶者控除及び配偶者特別控除については、あなたの配偶者の給与収入金額が1,195万円(所得金額が1,000万円)を超える場合には、対象になりません。

したがって、お問い合わせの場合、

あなたは配偶者控除の対象となりますが、配偶者特別控除の対象にはなりません。

また、あなた自身にも市民税・県民税が課税されます。

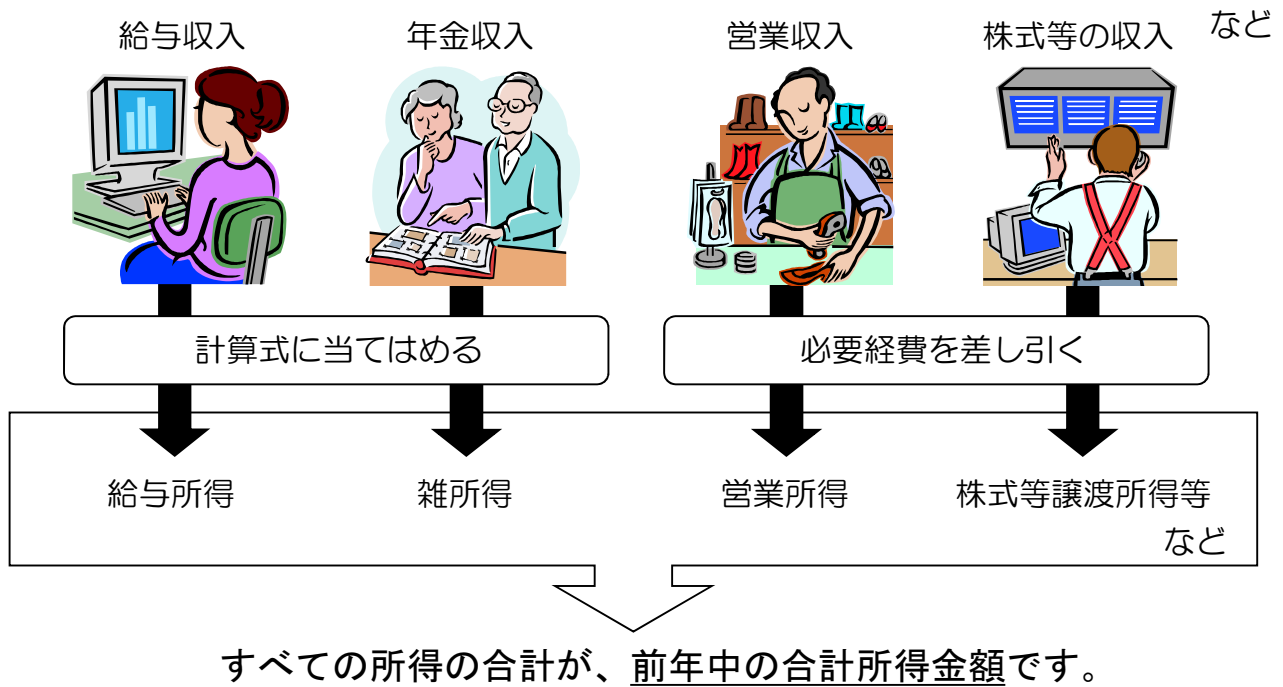
(注) 給与以外に収入がある方や、扶養親族や社会保険料等の支払金額など、基礎控除以外に控除がある方は、上記の表に該当しない場合があります。

ご注意ください

- ★あなたの配偶者の給与収入に応じて配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が異なります。控除額は裏面をご覧ください。
- ★「給与収入」は、社会保険料等が差し引かれる前の金額(通勤手当は除く)です。源泉徴収票がお手元にある方は、「支払金額」の欄をご覧ください。
- ★健康保険等における扶養親族と、所得税及び市民税・県民税における扶養親族とは、対象となる所得金額の範囲が異なります。

# 収入金額と所得金額について

所得金額は、前年中の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法律で定められている一定の控除額を差し引いて計算します。



## ✎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額（給与収入のみの場合）

配偶者の収入金額（合計所得金額）		納税者本人の収入金額（合計所得金額）		
		1,095万円以下 （900万円以下）	1,095万円超 1,145万円以下 〔900万円超 950万円以下〕	1,145万円超 1,195万円以下 〔950万円超 1,000万円以下〕
配偶者控除	103万円以下（48万円以下）	33万円	22万円	11万円
	老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	103万円超 〔48万円超〕 155万円以下 〔100万円以下〕	33万円	22万円	11万円
	155万円超 〔100万円超〕 160万円以下 〔105万円以下〕	31万円	21万円	11万円
	160万円超 〔105万円超〕 166万8千円未満 〔110万円以下〕	26万円	18万円	9万円
	166万8千円以上 〔110万円超〕 175万2千円未満 〔115万円以下〕	21万円	14万円	7万円
	175万2千円以上 〔115万円超〕 183万2千円未満 〔120万円以下〕	16万円	11万円	6万円
	183万2千円以上 〔120万円超〕 190万4千円未満 〔125万円以下〕	11万円	8万円	4万円
	190万4千円以上 〔125万円超〕 197万2千円未満 〔130万円以下〕	6万円	4万円	2万円
	197万2千円以上 〔130万円超〕 201万6千円未満 〔133万円以下〕	3万円	2万円	1万円
	201万6千円以上（133万円超）	適用なし		